

商品及び工事保証規定

第 1 条（定義）

商品及び工事保証とは、第 2 条で定める無料修理保証期間（以下「保証期間」という）中に商品及び商品に係る工事部分に不具合が生じた場合、(株)ガスベックの無料修理規定に基づき、正常に使用可能な状態へ修復することをいいます。

第 2 条（保証期間）

商品保証の保証期間は設置日から起算し、保証書記載の保証期限までとします。又、工事保証の保証期間は設置日から起算し、商品の保証年数に関わらず 10 年とします。水栓及び便座の保証期間は 5 年とします。

第 3 条（保証範囲）

商品の保証範囲は、本契約の対象となる商品（以下「商品」という）給湯器本体および付帯部品（リモコン等）です。TV リモコン、ケーブル・コード・アダプター、消耗品（不凍液、中和器、CO 検知ユニット、UV 除菌ユニット含む）の交換は対象外となります。その他商品（ガスコンロ、レンジフード、エコキュート、浴室乾燥機、衣類乾燥機等）についての対象部分はお見積りに含まれる商品すべてになります。工事の保証範囲は、ガスベック及び同社施工協力店の工事部分（配管部分、取付工事部分等）です。

第 4 条（免責）

天災地変、火災、法令の改定、紛争行為、輸送機関の事故、その他当社の責に帰すことのできない事由により、商品及び工事保証の履行が遅延または不可能になったときは、その責を免れるものとします。以上を含め、免責となる事項は以下になります。

- ・ 保証書記載の保証期間外の場合。
- ・ 保証書の提示がない場合。
- ・ お客様のご使用上の誤りや過失・修理・改修・移動などによって発生した不具合。
- ・ 一般家庭用以外（業務用など）の長期間の使用による不具合。
- ・ 火災・地震・落雷・水害・その他天災地変によって生じた不具合。
- ・ 既存配管の施工不良などが原因で、施工時に発見が困難の下、壁内の配管などによる損傷・水漏れ。
- ・ 入居者（管理人含む）または、第三者の過失による不具合。
- ・ 保証対象以外の部分（当社施工個所以外）が原因により発生した不具合。
- ・ 経年劣化・消耗部品による不具合。

- ・ 物件所有者の変更やリフォーム等による利用条件の変更が発生した場合。
- ・ 建築躯体の変形等機器本体以外に起因する当該機器の不具合、塗装の色あせ等の経年変化またはご使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象。
- ・ その他、弊社の施工に起因しない事由による不具合。

第 5 条（適用除外）

保証期間内であっても、次の場合には保証対象外となり修繕には別途料金が発生いたします。

- ① 取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書によらない使用上の誤り、および不当な修理や改造による故障および損傷
- ② お買い上げ後の専門業者以外による取付場所の移動、落下等による故障および損傷
- ③ 建築躯体の変形等機器本体以外に起因する当該機器の不具合、塗装の色あせ等の経年変化またはご使用に伴う摩擦などにより生じる外観上の現象
- ④ 火災、塩害、地震、風水害、雷、煤煙、降灰、酸性雨、腐食性等の有害ガス、ほこり、異常気象、異常電流、異常電圧、異常電磁波、異常周波数、ねずみ・鳥・くも・昆虫類等の侵入およびその他の天災、地変による故障および損傷
- ⑤ 水道管の錆び等異物の流入による故障および損傷
- ⑥ 車両、船舶に備品として搭載された場合に生じた故障および損傷
- ⑦ 本体及び工事部分に、故意に負荷を与えこれを損傷並びに破損させた場合
- ⑧ 業務用（喫茶店、理美容院、飲食店、事務所等）でご使用になった場合。
- ⑨ 機器に表示してある以外の使用燃料・使用電圧（電圧・周波数）でご使用になった場合
- ⑩ 温泉水、井戸水、地下水を給水したことに起因する不具合
- ⑪ 排水不良等による機器の冠水等に起因する不具合
- ⑫ 延長保証の保証書のご提示がないとき
- ⑬ 株式会社ガスバック及び同社施工協力店以外の業者が修理したことによる不具合
- ⑭ 保証部品の保有期限超過により修理不可能な場合
- ⑮ 高所、狭所等通常作業が不可能な場合
- ⑯ 保証期間終了後に株式会社ガスバックに故障の報告がなされた場合
- ⑰ 対象製品に 3 ヶ月以内に同一箇所の同一原因により故障が発生した場合

次の損害は製品の対象となりません。

- 1) 本製品の故障に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）または本製品以外の財物の減失、毀損、もしくは汚損によって生じた障害
- 2) 本製品の故障に起因して生じた本製品及びその他の財物の使用によって生じた障害
- 3) 本製品の西暦による年号を電子的に表示、認識または処理する機能を内蔵するものに関し、かかる機能の設計上の問題に起因する日時認識エラーにより発生する一切の故障・不具合

本証書は解約できませんので、予めご了承下さい。また本証書を御申込みいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。クーリングオフされた場合には、既にお支払いいただいた保証料につきましては、速やかに返戻いたします。

住所変更や譲渡される場合は、事前に当社へご連絡下さい。

故障及び損傷の認定などについて当社と使用者の間で見解の相違が生じた場合には、当社を通じて第三者の意見を求めることがあります。

本証書は日本国内においてのみ有効です。

本製品が賃貸住宅に設置されたり、リース物件などの用途により実際の使用者申込者が異なる場合には本製品の使用者も本保証に基づく修理請求が行えるものとします。

株式会社ガスベックは本申込書に関わる保証契約が成立した場合に限り、氏名、住所、電話番号などの契約者様の個人情報を含む本書表面記載事項に関し、本保証を円滑に運営する目的及び当該延長保証契約に基づく保証修理債務に関する保証を得る為に保険契約を締結する目的、点検の実施の目的、本保証ご契約者様への本保証対象製品に関連するご案内の目的及び本保証書ご契約者様への本保証期間満了後の各社製品の買い替えのご案内の目的で収集し、当該目的達成のために限って各製造会社および本保証の修理受託会社・その他当社が業務を委託するもの及び当該保険契約上の保険者となる損害保険会社に対し情報の提供を行います。その場合、当社は機密保持を含む個人情報の取り扱いに関する契約を締結します。

■ 契約者自身に関する個人情報の開示・訂正・中止のご請求、その他の不明な点についてのご照会は下記までご連絡下さい。

株式会社ガスベック

電話番号：0120-522-740

受付時間：9時00分～18時30分

Email：info@gasspec.jp

令和4年10月27日 改定